

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける 中小企業者の雇用維持を支援します

新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等をする中小企業者が、国の雇用調整助成金を活用して雇用の維持を図る場合に、市が上乗せして支援を行います。

また、雇用調整助成金の申請の際、社会保険労務士に申請書類の作成等を依頼する費用を補助することで、申請に係る負担の軽減を図ります。

1 雇用維持助成金

中小企業者が従業員に支払う休業手当から国が負担する雇用調整助成金の差額を市が助成することで、中小企業者の負担を軽減し、雇用の維持を図ります。

- ・ 予算額 6,700万円
- ・ 対象 令和2年4月1日～6月30日（緊急対応期間）の休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた解雇等を行わない中小企業者
- ・ 助成額 休業手当（上限10,000円）と国の雇用調整助成金の差額
※5月上旬詳細発表予定の更なる雇用調整助成金の特例措置拡大の内容によっては、見直しの可能性があります。
- ・ 助成上限 100万円
- ・ 申請方法 5月下旬頃から郵送で受け付けます。

ポイント 中小企業者が、休業手当を支払う負担を軽減し、解雇等をせず雇用を維持できる環境を整備します。

2 雇用調整助成金申請等手数料補助金

中小企業者が、社会保険労務士に国の雇用調整助成金の申請書類作成等を依頼する際の費用を補助することで、申請に係る負担の軽減を図ります。

- ・ 予算額 770万円
- ・ 対象 令和2年4月1日～6月30日（緊急対応期間）の休業等に係る雇用調整助成金の申請に当たり、社会保険労務士に申請書類作成等を依頼した中小企業者
- ・ 補助率 1/2
- ・ 上限額 10万円（1事業者1回限り）
- ・ 申請方法 5月下旬頃から郵送で受け付けます。

ポイント 専門家に依頼する際の費用を補助することで、提出書類が多く時間のかかる雇用調整助成金のスムーズな申請を促します。